

「内務省委託本」調査レポート

第13号：検閲本の行方 —内務省鍛錬会と検閲本—

2016年3月(報告/安野一之)
発行：千代田区立千代田図書館

戦前期の日本では、中央官庁の一つであった内務省が出版物の検閲を行っており、全国で出版されたさまざまな本が内務省に納本されていました。昭和12(1937)年頃以降、内務省で検閲業務に用いられた原本の一部が、千代田図書館の前身である駿河台図書館をはじめとする市立図書館4館に委託されることになりました。当館では、これらの資料を「内務省委託本」と呼び、現在約2,300冊が確認されています。

当館の所蔵する「内務省委託本」は、実際に検閲に使用されたもので、内務省の係官が内容をチェックするために引いた赤線・青線、出版の可否についてのコメントなどが残されています。発禁本は含まれていませんが、当時どのように検閲が行われていたのかを知ることができるという点で、出版史上貴重な資料です。当レポートでは、「内務省委託本」の調査研究により明らかとなった新事実について、様々な切り口からご報告いたします。

はじめに

周知のように戦前の図書は内務省への納本が義務づけられていた。明治8(1875)年の出版条例施行から明治26(1893)年の出版法を経て、昭和20(1945)年の敗戦まで、内務省には検閲のための本が営々と納本されつづけたのである。

当然のことながら、その量は膨大なものになったが、大正12(1923)年の関東大震災で内務省庁舎は灰燼に帰し、それらは全て失われてしまう。

だが、震災から復興すると共に、蔵書は再び増えていく。内務省では検閲本を死蔵することなく、活用する途を探っていたが諸般の事情で実現したものは少なかった。内務省委託本は数少ない成功例の一つだが、他にどのような活用方法があったのだろうか？

本レポートでは、これまであまり知られてこなかった検閲本の活用方法について報告したい。なお、新聞等の引用に関しては読みやすさに配慮し、適宜句点や読み仮名等を補い、カタカナはひらがなに置き換えた。



内務省委託本

千代田図書館所蔵

積み上げられた検閲本

内務省委託本レポート第1号(「内務省委託本」調査余滴：安野一之)にも書いたように、出版社から内務省警保局図書課に納本された二冊のうち実際の検閲業務に使用された検閲原本(以下、検閲本と記す)は内務省で保管され、もう一冊は帝国図書館に交付されていた。

この検閲本の一部が内務省委託本として現在も千代田図書館他に残されている訳だが、それ以外の本はどうなったのだろうか？

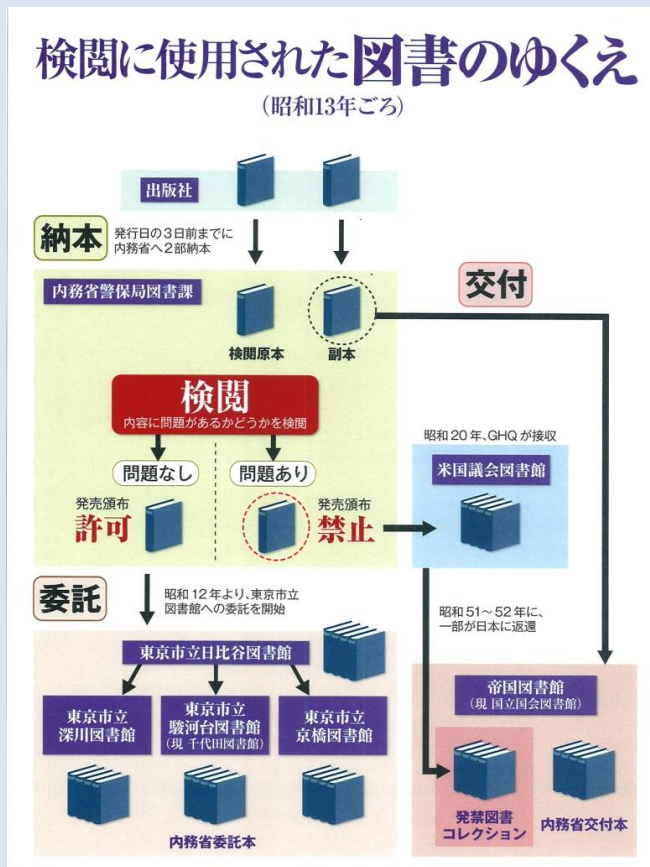
一口に「内務省で保管」と言っても、膨大な出版物の全てを保管するのは物理的に困難であり、図書課ではそれらの本を永久保存と一年保存に仕分けしていた。内務省委託本レポート第6号(内務省発行『図書日報』と納本事務:牧義之)によると、内務省に納本された本のおよそ30～35パーセントが永久保存になったと推計している(昭和8年時点)。

少々乱暴な計算だが、この割合を関東大震災以降、終戦までの納本点数にかけると内務省に積み上げられた検閲本＝永久保存図書の概数を知ることができる。

『日本出版百年史年表』(日本書籍出版会、1968年10月)所収の「出版図書・新聞雑誌数歴年表」によると 大正12(1923)年～昭和20(1945)年に納本された普通出版物は約50万点。これの30～35パーセントということは、15～17.5万点の 検閲本が内務省に保管されていたことになる。

内務省委託本の総数は不明だが、深川図書館で作成された「内務省寄託図書簿」(昭和16年9月26日～昭和19年8月19日まで)などから類推するに27000点程度だったと思われる^{*}。15～17.5万点からこの数を引くと、少なくとも12万点以上の本が内務省に保管されていたことになる。

※詳しくは、神田雑学大学定例講座 No.541/2011.1.2/“いつ・だれがどのように検閲したのか”/ <http://www.kanda-zatsugaku.com/110128/0128.html>



検閲本の活用方法

書庫に積み上げられた検閲本をどのように活用するか。内務省では大正期以来、その方策を検討してきた。

古いところでは大正6(1917)年11月17日の「読売新聞」に、「『検閲済』に溜る埃[ほこり]／納本が七つの倉庫に一杯／内務省で利用の講究／堀切図書課長語る」という記事がある。後に東京市長や内務大臣を務めた堀切善次郎はこの記事の中で次のように語っている。

数十年来本省に納本したものは新聞雑誌が三棟の倉庫に、他の書籍類が四棟の倉庫に一ぱいとなつて、冊数にすれば七十萬もあつて、今後益々増加する一方であるから今迄通り永久保存の方針を執るとすればまだまだ幾つも新しい倉庫を建増さなくてはならない…中略…目下の処では之等の納本を従来通り保存するか、他へ利用するかに就いて研究中で、如何に利用すべきかという具体的講究までは進んで居らぬ

「読売新聞」(大正6年11月17日)より

- 画像の使用許諾の都合上、web 版では図版を表示できません。
- 千代田図書館の館内では、図版ありのレポート(印刷版)を配布しています。
- この記事は、ヨミダス歴史館(読売新聞の記事データベース)にてご覧いただけます。
千代田区立図書館では、千代田図書館・日比谷図書文化館でヨミダス歴史館をご利用いただけます。

「読売新聞」大正6(1917)年11月17日

大正11(1922)年12月26日の「朝日新聞」には、「蔵書を整理して／警保局の図書館／思想物や文芸物まで」とあり、予算のかからない「小図書館」を計画しているとある。

先述の通り、翌年の関東大震災で内務省庁舎は焼失し、この計画は潰れてしまうが、震災から復興すると再び図書館構想が語られることになる。以下に見出しだけを挙げておきたい。

- 「発禁・風壊の珍本保管を始め／エロ・グロのブロマイド迄／内務省に出来る／我が国最初の官省図書館」,「読売新聞」(昭和5年7月22日)
- 「発禁図書館の/試みは如何?／《中里図書課長と一問一答》」,「朝日新聞」(昭和9年12月28日)
- 「年10万冊の納本で／お役人大図書館／内務省図書課が音頭取って新計画」,「朝日新聞」(昭和10年3月25日)

このように繰り返し報道されていたことから、図書館計画は一時の思いつきではなかったと考えられる。だが結局、予算獲得には至らず実現することはなかった。

図書館計画以外に検閲本を活用した事例はないのだろうか?調べてみると、内務省委託本の他に凶作地救済の一環として東北の小学校に教科書類を送っているケースが見つかった。

検閲納本を凶作地児童へ

昭和5～10(1930～1935)年ごろに繰り返された、やませの発生による冷害を主因とする東北地方の凶作は「昭和東北大飢饉」と呼ばれ多くの犠牲者を出した。この時の様子を「ルンペン文学」で知られる下村千秋は次のように書いている。

この村の今年の凶作状態を見ると、一反二石が平作であるに対し、一反(三百坪)三斗乃[ないし]至四斗であった。また全村総反別二百町の二割までは全然無収穫であったという。そうして百姓達は、粟[あわ]と稗[ひえ]とで飢えをしのぎ、更らに山地の百姓達になると、シダミと称する櫛[なら]の実をふかして食い、わらびの根を澱粉[でんぷん]として腹を充たしているというのだ。従って、全村の小学校児童九百名のうち、四百名までは欠食児童であるというのだ。

下村千秋「飢饉地帯を歩く一東北農村惨状報告書一」(「中央公論」,昭和7年2月号)より

日々の食料もままならない状況に、内務省図書課は教科書・参考図書を凶作地に送ることを決定する。

「検閲納本を／凶作地児童へ／死物活用の良策と／内務省図書課で早速手続き」

東北、北海道の凶作地における農民の窮乏はいよいよ甚だしく窮民児童は新学期を控えて学用書籍の購入も出来ず教員さえも教科書を未だに用意し得ない悲惨な実情にある。【中略】被害地からの頻々[ひんぴん]たる救済懇請に内務省では首脳部会を開いて凝議[ぎょうぎ]の結果、二四日学習問題は国民教育上一刻も放置出来ない事柄であるとなし取り敢えず同省図書課に死蔵してある検閲納本の教科書参考図書(中等及び小学用)を引き出して分割、凶作県に発送して開講の一助たらしむることに決定した。

「読売新聞」(昭和7年2月25日)より

- 画像の使用許諾の都合上、web版では図版を表示できません。
- 千代田図書館の館内では、図版ありのレポート(印刷版)を配布しています。
- この記事は、ヨミダス歴史館(読売新聞の記事データベース)にてご覧いただけます。
千代田区立図書館では、千代田図書館・日比谷図書文化館でヨミダス歴史館をご利用いただけます。

「読売新聞」 昭和7(1932)年 2月 25日

この件について桑原図書課長は次のように語っている。

死蔵して置いたのを活用するわけです。相当量ありますから各県当局で適当に配分し有効に使ってくれるでしょう。今のうちに発送すれば鉄道の運賃は無料ですから荷造り費用だけの負担だけで済みますから予算のない折柄[おりから]助かります。

「読売新聞」(昭和7年2月25日)より

残念ながら、この新聞記事を裏付ける資料は残っておらず、具体的にどこの学校にどれだけの本が送られたのか。その後、それらの本はどうなったのかは全く分からない。だが、関東大震災から10年も経っていないこの時点でそれほどの教科書・参考図書が蓄積されていたとは考えにくく、東北・北海道の学校にあまねく配分されたとは考えにくいだろう。

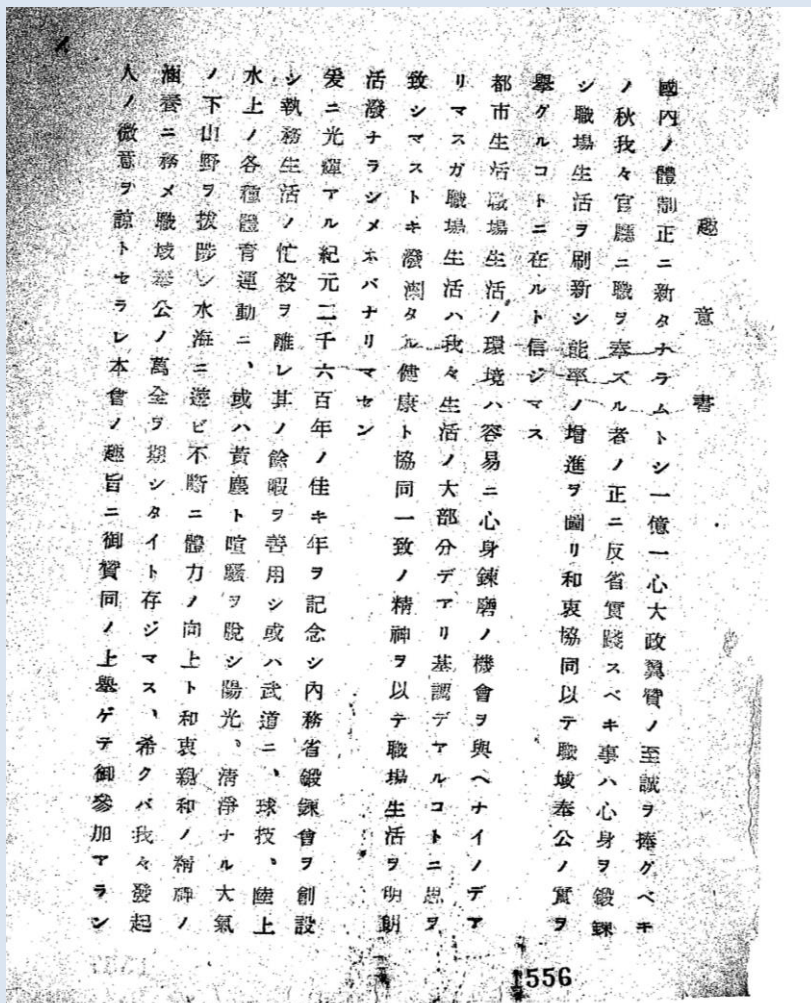
内務省鍛錬会とは何か？

内務省の書庫に収められた検閲本のほとんどは死蔵されたまま敗戦を迎え、その多くは焼却されたかGHQに接收されたと考えられてきたが、今回、検閲本が活用されたもう一つの事例を見つけたので報告したい。それは「内務省鍛錬会」という組織の記録の中にあった。

内務省鍛錬会という名前は、『内務省史』にも『内務省外史』『続・内務省外史』にも書かれておらず、今日ではその存在を知る人はほとんど居ないだろう。この会の記録は、今のところ防衛研究所所蔵の「鍛錬会書類綴」しか見つかっていない。

内務省鍛錬会は昭和15(1940)年10月、内務省内に作られた組織であり、当時流行していた「職域奉公」を目的としていた。「職域奉公」とは全ての職業が総力戦体制に協力することを指しているが、内務省鍛錬会の場合、デスクワーク主体の内務省官吏の「体位の向上の錬磨」を目的とした歩行鍛錬会、武道会、水上運動(水泳)。「精神的錬磨」を目的とした様々な文化活動が行われていた。

発起人は菊池武夫(貴族院議員・菊池武夫とは同姓同名の別人)・吉井則清他9名。いずれも内務属官である。事務所を大臣官房に置き、「本会は顧問を置き内務次官及各局長を推戴す」とあるから、位置付としては「内務省公認サークル」と言ったところだろうか。内務省鍛錬会がいつまで存続していたのか明らかでないが、昭和18(1943)年7月の活動記録が残っていることから、少なくともその頃までは続いたようである。



「内務省鍛錬会 趣意書」

JACAR(アジア歴史資料センター)

Ref.C15120257800

「鍛錬会書類綴」(中央-軍事行政その他-321)

防衛省防衛研究所所蔵

国内の体制正に新たならむとし一億一心大政翼賛の至誠を捧ぐべきの秋我々官庁に職を奉ずる者の正に反省実践すべき事は心身を鍛錬し職場生活を刷新し能率の増進を図り和衷[わちゆう]協同以て職域奉公の実を挙ぐることと在ると信じます

都市生活職場生活の環境は容易に心身鍛錬の機会を与へないのでありますが職場生活は我々生活の大部分であり基調であることに思を致しますとき澆刺[はつらつ]たる健康と共同一致の精神を以て職場生活を明朗活発ならしめねばなりません

爰[ここ]に光輝ある紀元二千六百年の佳き年を記念し内務省鍛錬会を創設し執務生活の忙殺を離れ其の余暇を善用し或は武道に、球技、陸上水上の各種体育運動に、或は黄塵を脱し陽光、清浄なる待機の下山野を跋扈[ばっこ]し水海に遊び不断に体力の向上と和衷親和の精神の涵養[かんよう]に務め職域奉公の万全を期したいと存じます。希くば我々発起人の微意を諒とせられ本会の趣旨に御賛同の上挙げて御参加あらんことを切望致します。

「内務省鍛錬会 趣意書」より

内務省鍛錬会への参加は任意だったため、内務省の人員全てが参加していたわけではない。「鍛錬会一般会員名簿」(作成日は不明だが、前後の資料から昭和16年頃と推察される)によると、会員数は約735人。出版検閲を担った警保局図書課では、佐伯慎一、田中隆司、上月弥、橋田幸馬、若槻重義、片山敏雄、宋玉生、岩附太郎、遠山範重、小野勤、州浜重行、岡敬三、二瓶武、米川猛郎、夏目義明、中野麻太郎などの名前を見つけることができた。

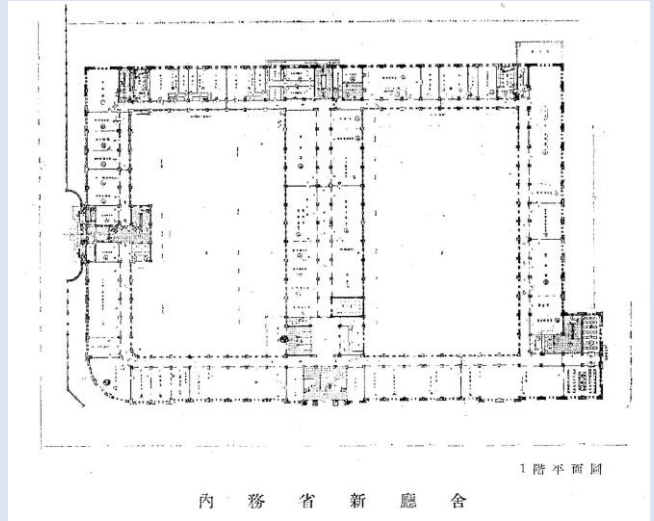
この名簿を見ると、会員のほとんどが属官、嘱託、雇であり、事務官、理事官といった高等官の名前を見つけることはできない。非正規雇用であった雇が入っている一方で、内務省のエリートである高等官が入っていないという事実は、内務省鍛錬会という会の性質を端的に物語っている。

先に挙げたように、内務省鍛錬会の主な活動は「心身鍛錬」にあった。戦時下の「心身鍛錬」というと重苦しいものが想像されるが、実際の様子はかなり異なっていたようである。頻繁に繰り返された「歩行鍛錬会」は、換言すればハイキングであり内務省職員のレクリエーションであった。こう書くと意外に思われるかも知れないが、戦時下にはストレス解消のため「明朗快活」で健康的であることが要請されていたので、この時期、ハイキングは大ブームとなっている。内務省鍛錬会の歩行鍛錬会は、昭和15(1940)年10月の第1回多摩丘陵から昭和18(1943)年7月の第28回浅間高原まで確認され、昭和17(1942)年度は実施回数8回、参加延べ人数332人を数えている。太平洋戦争開戦以降、重要物資の輸送が優先されるようになるとハイキングブームは下火になるが、歩行鍛錬会はかなり長く続いたと言えるだろう。

図書部設立

内務省鍛錬会では運動だけでなく、文化的な活動も行っていた。その中心に据えられたのが、検閲本を利用したの図書室の開設であった。内務省鍛錬会が発足して半年あまり、昭和16(1941)年5月29日に図書部が業務を開始。詳細は不明だが、同年8月14日には内務省の中庭に「独立舎」を設け、貸出を行っていたという。内務省には中庭が二つあったが、出入りを考えると正面向かって左側の中庭だったと推察される。

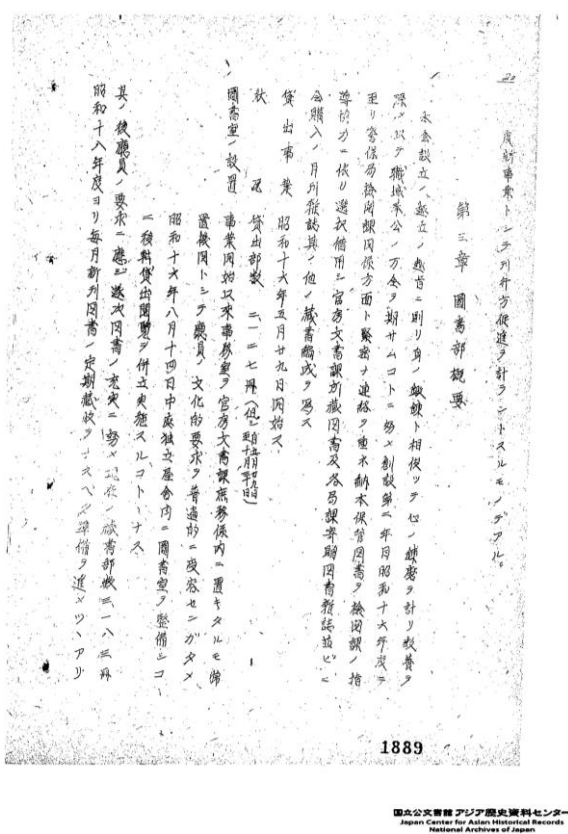
中庭が二つ設けられた内務省新庁舎
 「建築雑誌」昭和 8(1933)年 10 月号
 建築学会発行 国立国会図書館所蔵



「内務省鍛錬会報告書」によると、図書部の概要は以下の通り。

本会設立の趣旨に則り身の鍛錬と相俟[あいま]って心の鍛錬を計り教養を深め以て職域奉公の万全を期さむことに務め創設第二年月昭和十六年度に至り警保局検閲課関係方面と緊密な連絡を重ね納本保管図書を検閲課の指導協力に依り選択借用し官房文書課所蔵図書及各局課寄贈 図書雑誌並びに会購入の月刊雑誌其の他の蔵書編成を為す

「内務省鍛錬会報告書」より



図書部の概要

JACAR(アジア歴史資料センター), Ref.C15120259000
 「内務省鍛錬会報告書」(昭和 17 年 12 月)
 「鍛錬会書類綴」(中央-軍事行政その他-321)
 防衛省防衛研究所所蔵

貸出事業:昭和16年5月29日開始す

状況:貸出部数2127冊(但し5月29日至10月30日)

図書室の設置:事業開始以来事務室を官房文書課庶務係内に置きたるも常置機関として庁員の文化的要求を普遍的に受容せんがため、昭和16年8月14日中庭独立舎内に図書室を整備し、ここに移転貸出閲覧を併立実施することとなす

其の後、庁員の要求に応じ逐次図書の充実に努め現在の蔵書部数3183冊昭和18年度より毎月新刊図書の定期蔵収をなすべく準備を進めつつあり

さすがに左翼関係の本は一切含まれていないが、白帯、つまり社会科学系の本は散見される。『岩波文庫物語』(山崎安雄、白凰社、1962年)によると、昭和13(1938)年以降、岩波文庫の白帯の多くは内務省からの、命令ではなく要請により、「自発的」に増刷を中止させられていたという。結果的に書店の棚から白帯は姿を消すことになった。鍛錬会で閲覧に供された白帯は昭和13(1938)年以前に納本されたものだったが、世間では社会科学系書籍の流通が抑制されていたことを考えると、外部には厳しくても内務省内部に対しての締め付けはそれほど厳しくなかったと言えるだろう。

さらに驚かされたのはアルツィバーシェフの小説『サーニン』が含まれていることだ。『サーニン』は昭和4(1929)年7月、性愛描写が風俗壊乱にあたりとされ、岩波文庫初の発売頒布禁止処分を受けた作品である。鍛錬会に入っていたのは、問題箇所を伏字にした改訂版と考えられるが、「心身を鍛錬し健康の増進を図る」ことを目的としていた内務省鍛錬会とサーニンの虚無的で刹那的快樂に生きる姿は、大きくかけ離れていたことは否めない。

まとめ

使用済みの検閲本について、これまでは、市立図書館での活用(内務省委託本)のほかは、内務省の書庫に死蔵されていたと考えられてきた。が、今回の資料によって必ずしもそうではないことが明らかになった。検閲本を集めた幻の図書館計画に比すれば実にささやかな形ではあるが、内務省鍛錬会の図書部もまた、検閲本を活用した一例とすることができるだろう。情報局発足前夜、内務省が大規模な改組に向かう中、このような会が発足し、太平洋戦争が始まってからも歩行鍛錬という名のハイキングが行われていたことにも驚きを禁じ得ない。正史である『内務省史』からは見えてこない、当時の内務省の一側面を伝えてくれる貴重な資料だということができよう。

先述したが、内務省鍛錬会の発足は大政翼賛会と軌を一にしており、「厚生運動」「職域奉公」等のムーブメントの中で生まれたものだと言える。図書部の設置も、大政翼賛会文化部の行った国民読書運動と通底するものがあるが、時期的には内務省鍛錬会の方が早く、両者がどのように関連していたのか興味深いところである。他の官庁にも似たような組織はあったと想像されるが、いくつかの官庁史を紐解いた限りでは見つからなかった。今後の課題としたい。

---Writtenby-----

安野一之 1970年生

國學院大學大学院博士後期課程単位取得満期退学。国文学研究資料館COE研究員、国際日本文化研究センター技術補佐員など。現在、早稲田大学政治経済学部現代政治経済研究所研究協力者。

2007年から「内務省委託本」の調査・研究に取り組んでいる。

近著(共著)に『明治期「新式貸本屋」目録の研究』(作品社; 2010.11) など。

千代田図書館蔵「内務省委託本」のご利用について

- 「内務省委託本」は閉架書庫に保管しており、事前に申請いただければ、どなたでも閲覧・撮影いただけます。
- 検索には、千代田図書館ホームページから「内務省委託本検索システム」、もしくは『千代田図書館蔵「内務省委託本」関係資料集』掲載の目録をご利用ください。(OPAC、Web-OPACには対応していません)
- 詳しくは図書館職員までお問い合わせください。

発行: 千代田図書館「内務省委託本」研究会 ※本資料内容の無断転載はご遠慮ください。

お問い合わせ: 千代田図書館・企画「内務省委託本」担当 電話03-5211-4290